

令和4年8月15日の建設業法施行規則等の一部改正に伴い、令和5年1月1日から経営事項審査が変更となります。

変更内容：その他の社会性（W）の改正

1. ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況について新たに評価します（W1-9）

次の①～③の取得している認定の区分のうち、最も配点の高い者を評価します。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定

- ▼えるぼし認定（第1段階目）
- ▼えるぼし認定（第2段階目）
- ▼えるぼし認定（第3段階目）
- ▼プラチナえるぼし認定

② 次世代育成支援対策支援法に基づく認定

- ▼くるみん認定
- ▼トライくるみん認定
- ▼プラチナくるみん認定

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- ▼ユースエール認定

2. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況を新たに評価します。（W1-10）

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から評価対象となります。

令和4年8月15日の建設業法施行規則等の一部改正に伴い、令和5年1月1日から経営事項審査が変更となります。

3. 建設機械の保有状況について、加点対象建設機械が拡大されます (W7)

次の建設機械が追加されます。

▼ダンプ車

ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ
土砂等の運搬に供されるもの

▼高所作業車

作業床の高さ2メートル以上のもの

▼締固め用機械

ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー

▼解体用機械

ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機

4. エコアクション21の認証を受けている場合、加点対象となります (W8)

ただし、ISO14001とエコアクション21のいずれの認証も取得している場合は、評点の合算は行いません。

詳細な内容については、手引き（令和5年1月更新）等をご確認ください。

再審査受付期間：令和5年1月1日から120日以内 ※ 再審査に係る手数料は不要です。